



みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6%



平成 18 年版循環型社会白書について

平成 18 年 6 月

環境省

平成18年版循環型社会白書（案）の全体の構成

平成17年度循環型社会の形成の状況に関する年次報告

序章 世界に発信する我が国の循環型社会づくりへの改革

我が国と世界をつなげる「3R」の環 -

第1節 廃棄物政策の改革以前の状況（戦後から平成初頭にかけて）

第2節 近年の廃棄物・リサイクル対策の改革（循環型社会の形成を目指して）

第3節 国際的な循環型社会の形成と我が国の役割

第1章 廃棄物等の発生、循環的な利用及び処分の状況

第2章 循環型社会の形成に向けた国の取組

第3章 循環型社会の形成に向けた各主体の取組

平成18年度において講じようとする循環型社会の形成に関する施策

第1章 概説

第2章 循環型社会の形成に向けた国の取組

第1節 廃棄物政策の改革以前の状況

(戦後から平成初頭にかけて)

1. 廃棄物の処理に向けた当時の枠組み

- 戦後昭和29年に清掃法が制定された後、昭和45年の「公害国会」で清掃法を全面改正する形で、廃棄物処理法が制定された。
これにより、廃棄物の問題は汚物による「公衆衛生問題」から、公害問題への対応も含めた広い「環境問題」としてとらえられるようになり、産業廃棄物も含めた廃棄物全体の処理責任や処理基準を明確化。
- 昭和50年代には産業廃棄物による環境汚染の問題や、最終処分場の不足などを通じ、廃棄物の適正処理が広く国民の間で社会問題化。
- バブル期には、好景気による消費の拡大とOA化の進展、建設需要の増加等により、廃棄物の発生量が急増。

【当時の廃棄物問題の事例】



第4-3 夢の島廃土作戦

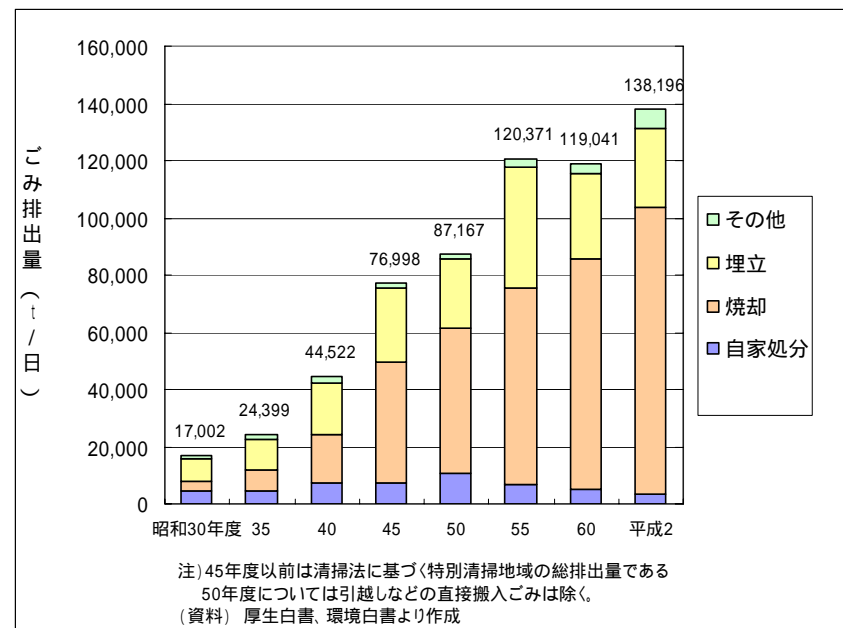
(昭和40年 夢の島はえの大発生)



第5-4 江東区のごみ搬入阻止

(昭和46年 江東区におけるごみ搬入阻止)

【ごみの処分方法の推移】



2. 廃棄物の不適正な処理の事案の発生

不法投棄に代表される廃棄物の不適正処理の問題

- ・廃棄物の不法投棄が発生し、重大な環境汚染を引き起こしたほか、その原状回復のため、多額の費用が発生。
- ・具体的な事案として、香川県豊島などの不適正な処分（作為）の事案、福島県いわき市などの不適正な保管（不作為）などが発生したことを紹介。

【豊島の不法投棄事案の当時の状況とその後の取組状況】



（当時の不法投棄された廃棄物）



（その後の取組状況）
（出典：中央環境審議会資料等）

PCB問題

- ・ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、その毒性が社会問題化し、ほぼ30年の長期にわたり処理が行えず、その結果、紛失や劣悪な保管状況等により、いわば「負の遺産」が蓄積したことを紹介。

第2節 近年の廃棄物・リサイクル対策の改革 （循環型社会の形成を目指して）

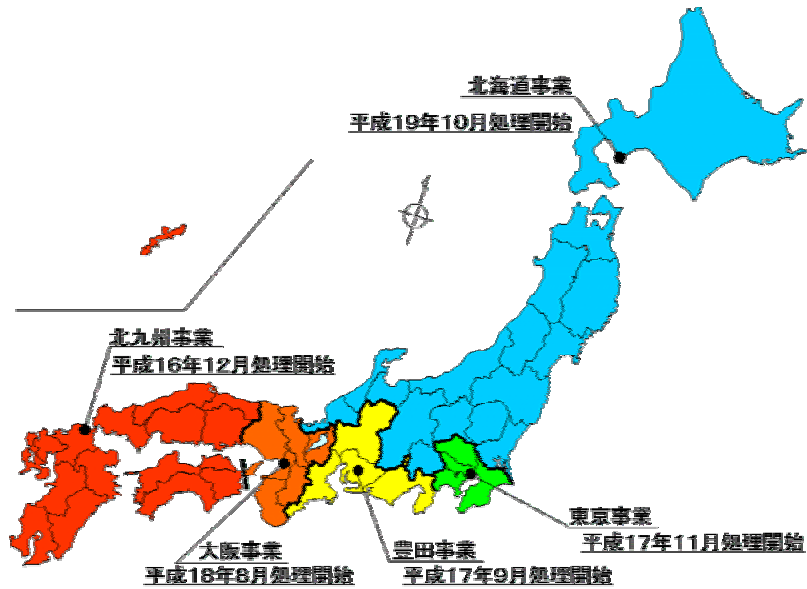
1. 廃棄物・リサイクル対策の3つの大きな流れ

- ・この十数年に進めてきた廃棄物・リサイクル対策には、排出事業者責任に基づく産業廃棄物対策 拡大生産者責任等を踏まえた各種リサイクル対策 国と地方が連携・協働して進める一般廃棄物対策の3つの大きな流れ。
- ・こうした中で、廃棄物を資源ととらえ、その循環的な利用・処分を実現する循環型社会形成の体系が形成されてきた。
- ・今後は、リサイクルだけでなく、リデュース、リユース等の製品流通の上流段階の取組を含めた3Rの取組が重要な課題。

排出事業者責任に基づく産業廃棄物対策の強化

- ・排出事業者責任は、廃棄物を排出する事業者が、その適正なリサイクルや処分などの処理責任を負うという考え方。
- ・産業廃棄物対策としては、平成3年から数次にわたる廃棄物処理法の改正などにより、排出事業者責任を強化。
マニフェスト制度の創設・罰則の強化等を通じて、排出事業者責任が適正に果たされるための仕組みの整備。
廃棄物の不適正処分を行った者などに対し、地方公共団体が原状回復を命ずる措置命令の手續の柔軟・円滑化等。
- ・具体的な不法投棄事案への対応を強化するため、「不法投棄撲滅アクションプラン」を策定。
- ・平成13年にPCB特別措置法を策定し、国の主導により全国規模での適正処理体制を整備。

【 P C B 廃棄物の拠点的な広域処理施設整備の進捗状況】



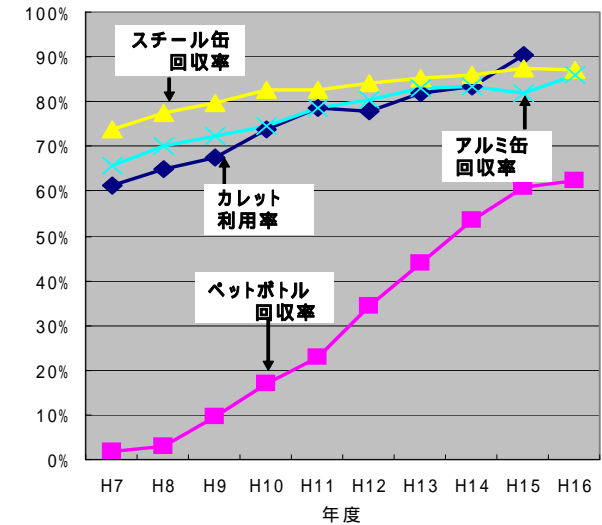
(資料：環境省)

拡大生産者責任の位置付け等を通じた各種リサイクル対策の創設・充実

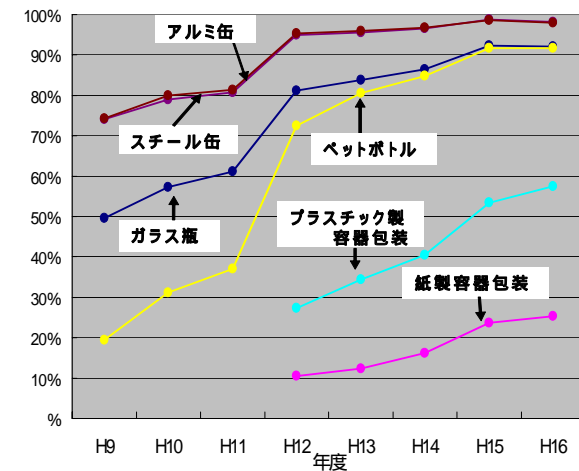
- ・ 廃棄物の排出段階での適正処分の確保だけでなく、製品の生産者が、その使用後や廃棄後にも当該製品の適正なりサイクルや処分について物理的・財政的に一定の責任を負うという拡大生産者責任（EPR）の考え方などを踏まえ、各種リサイクル法を制定。（容器包装、家電製品、建設資材、食品、自動車）

【 容器包装リサイクル制度による回収率・利用率等の推移】

(回収率・利用率の推移)



(分別収集実施市町村割合の推移)



(出典：中央環境審議会資料)